

## 特記仕様書

項目	特記事項				
<p>公害対策関係について</p>	<p>・ 本工事において、次に示す一般建設機械8機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。また、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は別途監督員と協議するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一般建設機械8機種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 75%;">機種</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バックホウ</li> <li>○トラクタショベル(車輪式)</li> <li>○ブルドーザ</li> <li>○発動発電機(可搬式)</li> <li>○空気圧縮機(可搬式)</li> <li>○油圧ユニット</li> </ul> <p>(以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">:油圧ハンマ、バイブハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)</li> <li>○ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工計画書に記載するとともに現場代理人は施工現場において使用する建設機械が確認できる写真撮影を行い提出するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に貼付けてある「指定ラベル」についても写真撮影を行い提出するものとする。</p> <p>・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械が使用できない場合は、設計変更の対象とする。</p>	機種	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バックホウ</li> <li>○トラクタショベル(車輪式)</li> <li>○ブルドーザ</li> <li>○発動発電機(可搬式)</li> <li>○空気圧縮機(可搬式)</li> <li>○油圧ユニット</li> </ul> <p>(以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">:油圧ハンマ、バイブハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)</li> <li>○ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p>
機種	備考				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○バックホウ</li> <li>○トラクタショベル(車輪式)</li> <li>○ブルドーザ</li> <li>○発動発電機(可搬式)</li> <li>○空気圧縮機(可搬式)</li> <li>○油圧ユニット</li> </ul> <p>(以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">:油圧ハンマ、バイブハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)</li> <li>○ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p>				

項目	特記事項
生コンクリートの水セメント比について	<p>本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、コンクリート構造物の耐久性の向上を目的として鉄筋構造物のコンクリートは55%以下、無筋コンクリートは60%以下とする。</p>
アルカリ骨材反応抑制対策について	<p>(1) 工事で使用する生コンクリートについて  受注者は、高炉セメント及びフライアッシュセメントを使用した生コンクリートを使用するときは、セメント内のスラグ及びフライアッシュ混合率を生コンクリート使用報告(承認)に記載すること。このとき、使用する高炉セメント及びフライアッシュセメントは、B種及びC種とする。  その他のコンクリートを使用するときは監督員と協議し、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1又は2. 3を実施すること。</p> <p>(2) コンクリート2次製品について  受注者は、使用するコンクリート2次製品毎に、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1の確認を行い、監督員に報告すること。なお、高強度コンクリート使用の製品については、単位セメント量が多いためアルカリ総量が所定の値を満足しない場合があり、このときは、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 3を実施し、監督員に報告することとする。このとき、試験に用いる試料を採取する時には受注者自ら立会うこと。</p> <p>(3) 現場練りコンクリートについて  受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1, 2. 2, 2. 3のいずれかを必ず実施すること。</p> <p>(4) 橋桁について  受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1を実施すること。なお、高強度コンクリートについては、アルカリ総量を満足しない場合があり、このときは、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 3を実施すること。試験頻度については、桁製作前に1回と製作中に1回、製作期間が6ヶ月を超える場合は、その都度1回実施することとする。</p> <p>(5) 外部からのアルカリの影響について  受注者は、塩害の影響が考えられる海岸線から200m以内の地域における構造物について、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2. 1及び2. 2による確認だけでなく、必ず2. 3による確認を実施することとする。なお、対象とする構造物は橋桁等の被害を受けると重大な影響を与えると予想される重要構造物とする。このとき、試験に用いる試料を採取する時には受注者自ら立会うこと。</p>

## 一般仕様書

NO. 1

1. 受注者は、設計図書への記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」(最新版)、「土木工事施工管理基準」、岡山県土木工事共通仕様書に添付の「土木工事安全施工技術指針」、「建設土木工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「道路工事中における交通管理について」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること。
2. 受注者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。
3. 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。また、関係住民等(土木担当員、自治会長を含む。)に対し、予め施工の内容、工程等について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を相互確認し、工事に対する理解と協力を得なければならない。
4. 受注者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に疑義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない時は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。
5. 面木の使用について  
受注者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。
6. 公共事業労務費調査に対する協力
  - ① 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
  - ② 受注者は、調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
  - ③ 受注者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
  - ④ 受注者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が③と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 一般仕様書

No. 2

### 7. 工事实績情報の作成・登録について

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

### 8. 下請負業者の選定について

下請負に付そうとする場合には、あらかじめ下請負人選定一覧届出書を監督員を通じて提出すること。

### 9. 施工体制台帳について

① 受注者は、別に定める建設業法第 24 条の 7 に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に設置するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

② 請負業者は①により作成する施工体制台帳に加えて所定の様式(工事担当技術台帳)を作成し工事現場に備えるとともに監督員に提出しなければならない。なお、様式には、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名、専任・非専任の別を記載するものとする。

また、受注者は、工事の施工を 2 次以下の下請負に付す場合、建設業法第 24 条の 7 第 2 項に従って記載した再下請負通知書及び下請負業者編成表の写しを提出すること。



## 一般仕様書

No. 4

### 12. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)」について

総社市の発注する工事で、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)が発生する工事のうち、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による建設工事の規模に関する基準を満たす工事を「建設リサイクル対象工事(以下、「対象工事」という。)」とする。

- ① 「対象工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項(分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等)について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
- ② 上記①の特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を受けた収集運搬業者、処分業者に特定建設資材廃棄物の運搬、処理を委託する場合、委託先業者からの見積書を提出すること。また、解体工事に要する費用についても工事を直接行う者からの見積書を提出すること。
- ③ 「対象工事」の契約書表紙部8に掲げる「別紙のとおり」の別紙とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。
- ④ 受注者は、「対象工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に監督員が交付するステッカーを貼付しなければならない。
- ⑤ 受注者は、「対象工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑥ 受注者は、現契約が「対象工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「対象工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、⑤と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑦ 受注者は、「対象工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。
- ⑧ 受注者は、「対象工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書及びセンサス(建設副産物実態調査)の様式(総量調査票、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書)を監督員に提出しなければならない。

## 一般仕様書

No. 5

### 13. 軽微変更の取扱い(諸経費調整の場合は除く。)について

軽微変更とは、計画の変更、工法の変更又は材料の品質規格の変更を主たる内容とする変更以外の軽微な設計変更で、次の各号に該当するものとする。なお、この場合については契約の変更は行わないものとする。

(ア) 起工設計金額と変更設計金額との差額が、起工設計金額の±1.5%未満であり、かつ、±10万円以内の範囲にある場合。ただし、減額変更になる場合は、変更設計金額が契約金額を下らない範囲とする。

(イ) 設計金額が増加するにもかかわらず、変更後契約金額の計算値が契約金額以下となる場合。

### 14. その他(各担当課の仕様書があれば記入)

地元住民(町内会等)より説明要請があった場合、工事説明会を開催すること。

## 現場説明書(指導事項)

No. 1

### 1 下請契約における発注者の指導について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、下請契約における注文者・下請契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受取った前払い金の均てん請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。

### 2 建設資材納入業者との契約について

- (1) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努めること。

### 3 工事の安全確保について

この契約に係る工事中の事故防止(交通及び工事現場)について、特に留意すること。

### 4 ダンプトラック等の適正な使用について

当該工事にかかる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。

### 5 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。

### 6 建設業退職金共済組合への加入等

- (1) 建設業者は建設業退職金共済組合(以下「組合」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済組合制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付けを促進すること。



## 現場説明書(指導事項)

No. 2

(3) 受注者は、建設業退職金共済組合から工事現場に建設業退職金制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

### 7 建設業法等の遵守について

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (4) 上記(1)及び(2)及び(3)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

### 8 建設業からの暴力団の排除の徹底について

工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

また、監督職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

### 9 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施工令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。

また、工期設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。

### 10 不正軽油の排除について

本工事に伴い、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、規格(JIS)に合った軽油を使用するものとする。

また、調査のため建設機械等から燃料を採取する場合には、監督員の指示によりこれに協力すること。

### 11 労災補償に必要な保険の付保

本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。

## 特記仕様書(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う試行工事である。

工事現場では熱中症対策を十分に行うこと。

受注者が希望する場合は、工期※1中の真夏日※2の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。

対象純工事費 × ( (現場管理費率 × 補正係数) + 補正值 (%) )

補正值 (%) = 真夏日率 × 1.2

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

上記の補正を希望する場合、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を明記した施工計画書(別紙「施工計画書(記載例)」を参照)を工事着手前に提出し、工事完成時に計測結果(別紙「気温の計測結果(記載例)」を参照)を提出すること。

気温計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの「気象庁の地上気象観測所の気温」または「環境省が公表している観測地点の暑さ指数(以下、「WBGT」という)」を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

その計測に要する費用は受注者の負担とする。

※1 工期：夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除く

※2 真夏日：日最高気温30度以上の日(夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。)

## 参考 URL

気象庁「過去の気象データ検索」

： <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

⇒各観測地点での過去の日最高気温が1ヶ月単位の表で確認可能。

環境省「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」

： [https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

⇒各観測地点での過去1週間分のWBGTが1日単位の表で確認可能。

また、1週間を超えた過去のデータについては、1ヶ月単位のCSVデータを出力し、確認可能。

# 施工計画書 (記載例)

別紙

## 1 気温の計測方法

最寄りの観測所は、「気象庁の地上観測所」では「岡山」となり、「暑さ指数 (WBGT) を環境省が公表している観測地点」では「岡山」となります。

## 2 気温の計測結果

日最高気温または暑さ指数 (WBGT) (°C)

令和○年6月		令和○年7月		令和○年8月		令和○年9月		令和○年10月	
6/1		7/1		8/1		9/1		10/1	
6/2		7/2		8/2		9/2		10/2	
6/3		7/3		8/3		9/3		10/3	
6/4		7/4		8/4		9/4		10/4	
6/5		7/5		8/5		9/5		10/5	
6/6		7/6		8/6		9/6		10/6	
6/7		7/7		8/7		9/7		10/7	
6/8		7/8		8/8		9/8		10/8	
6/9		7/9		8/9		9/9		10/9	
6/10		7/10		8/10		9/10		10/10	
6/11		7/11		8/11		9/11		10/11	
6/12		7/12		8/12		9/12		10/12	
6/13		7/13		8/13		9/13		10/13	
6/14		7/14		8/14		9/14		10/14	
6/15		7/15		8/15		9/15		10/15	
6/16		7/16		8/16		9/16		10/16	
6/17		7/17		8/17		9/17		10/17	
6/18		7/18		8/18		9/18		10/18	
6/19		7/19		8/19		9/19		10/19	
6/20		7/20		8/20		9/20		10/20	
6/21		7/21		8/21		9/21		10/21	
6/22		7/22		8/22		9/22		10/22	
6/23		7/23		8/23		9/23		10/23	
6/24		7/24		8/24		9/24		10/24	
6/25		7/25		8/25		9/25		10/25	
6/26		7/26		8/26		9/26		10/26	
6/27		7/27		8/27		9/27		10/27	
6/28		7/28		8/28		9/28		10/28	
6/29		7/29		8/29		9/29		10/29	
6/30		7/30		8/30		9/30		10/30	
		7/31		8/31				10/31	

契約上の工期

令和○年6月1日～10月31日

(補正対象) 工期日数

□□□□ 日

=

契約工期日数

□□□□ 153 日

-

控除日数\*

□□□□ 日

\*夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみの実施期間、工事全体の一時中止期間

工期期間中の真夏日

□□□□ 日

# 気温の計測結果 (記載例)

別紙

## 1 気温の計測方法

「気象庁の地上観測所の気温」 (岡山)

## 2 気温の計測結果

日最高气温 (°C)

令和〇年6月		令和〇年7月		令和〇年8月		令和〇年9月		令和〇年10月	
6/1	28.0	7/1	31.8	8/1	34.0	9/1	27.1	10/1	25.1
6/2	28.6	7/2	33.0	8/2	35.9	9/2	30.7	10/2	25.2
6/3	28.5	7/3	27.7	8/3	36.7	9/3	31.8	10/3	26.3
6/4	29.8	7/4	33.2	8/4	37.2	9/4	28.6	10/4	23.2
6/5	24.7	7/5	26.0	8/5	37.4	9/5	31.5	10/5	26.5
6/6	21.8	7/6	24.5	8/6	37.0	9/6	28.0	10/6	33.4
6/7	28.5	7/7	25.5	8/7	35.6	9/7	31.6	10/7	30.0
6/8	24.6	7/8	30.9	8/8	35.1	9/8	24.3	10/8	28.3
6/9	29.9	7/9	32.0	8/9	33.7	9/9	24.2	10/9	25.6
6/10	25.6	7/10	32.9	8/10	33.9	9/10	26.0	10/10	23.0
6/11	26.4	7/11	33.4	8/11	夏季休暇	9/11	28.1	10/11	19.2
6/12	26.3	7/12	32.2	8/12	夏季休暇	9/12	25.8	10/12	21.6
6/13	26.9	7/13	34.8	8/13	夏季休暇	9/13	26.4	10/13	23.1
6/14	24.3	7/14	36.4	8/14	夏季休暇	9/14	26.1	10/14	23.7
6/15	26.2	7/15	36.7	8/15	夏季休暇	9/15	27.3	10/15	24.5
6/16	25.9	7/16	36.8	8/16	30.0	9/16	30.9	10/16	23.3
6/17	27.9	7/17	36.3	8/17	30.8	9/17	26.8	10/17	22.7
6/18	28.2	7/18	37.4	8/18	30.8	9/18	29.8	10/18	23.7
6/19	24.9	7/19	37.1	8/19	32.1	9/19	28.7	10/19	23.4
6/20	25.8	7/20	35.6	8/20	32.3	9/20	22.3	10/20	22.2
6/21	29.0	7/21	34.7	8/21	33.9	9/21	24.1	10/21	23.1
6/22	30.7	7/22	36.6	8/22	35.1	9/22	29.4	10/22	21.7
6/23	24.7	7/23	37.6	8/23	35.3	9/23	26.1	10/23	20.3
6/24	30.0	7/24	38.1	8/24	36.9	9/24	24.6	10/24	24.0
6/25	32.5	7/25	37.0	8/25	36.4	9/25	24.5	10/25	22.3
6/26	30.2	7/26	36.6	8/26	36.2	9/26	25.5	10/26	21.7
6/27	32.8	7/27	34.8	8/27	35.2	9/27	27.1	10/27	21.4
6/28	32.3	7/28	32.7	8/28	34.3	9/28	26.2	10/28	20.7
6/29	28.4	7/29	31.0	8/29	35.5	9/29	19.8	10/29	21.4
6/30	30.0	7/30	33.8	8/30	34.8	9/30	22.9	10/30	20.3
		7/31	34.8	8/31	34.5			10/31	17.7

契約上の工期

令和〇年6月1日～10月31日

(補正対象) 工期日数

148 日

=

契約工期日数

153 日

-

控除日数\*

5 日

\*夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみの実施期間、工事全体の一時中止期間

工期期間中の真夏日

67 日